

Multi Interconnect契約約款 (令和7年企営155500000743号)

実施 令和7年9月1日
N T T西日本株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 提供区域	4
第4条 提供区域	4
第3章 契約	4
第5条 契約の種別	4
第6条 契約の単位	5
第7条 共同契約	5
第8条 契約申込の方法	5
第9条 契約申込の承諾	5
第10条 基本契約期間	5
第11条 契約者数の変更	6
第12条 接続サービスの変更等	6
第13条 その他の契約内容の変更	6
第14条 利用権の譲渡	6
第15条 契約者が行う契約の解除	6
第16条 当社が行う契約の解除	6
第17条 その他の提供条件	7
第4章 利用中止及び利用停止	7
第18条 利用中止	7
第19条 利用停止	7
第5章 通信	7
第20条 通信利用の制限	7
第6章 料金等	8
第21条 料金及び工事に関する費用	8
第22条 利用料金の支払義務	8
第23条 手続きに関する料金の支払義務	9
第24条 工事費の支払義務	9
第25条 料金の計算等	10
第26条 料金等支払いの連帯責任	10
第27条 割増金	10
第28条 延滞利息	10
第7章 保守	10
第29条 契約者の切分責任	10
第30条 修理又は復旧の順位	11
第8章 損害賠償	11
第31条 責任の制限	11
第32条 免責	12

第9章 雑則	12
第33条 承諾の限界	12
第34条 利用に係る契約者の義務	12
第35条 第三者利用に係る契約者の義務等	13
第36条 契約者の氏名の通知等	13
第37条 法令に規定する事項	13
第38条 閲覧	13
第10章 附帯サービス	13
第39条 附帯サービス	13

別記

1 本サービスの提供区域等	14
2 契約者の地位の承継	14
3 契約者の氏名等の変更の届出	14
4 当社の維持責任	14
5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額より も過小であった場合の取扱い	14
6 利用権に関する事項の証明	15
7 適格請求書の発行	15
8 支払証明書の発行	15
9 新聞社等の基準	15

料金表

通則	17
第1表 料金	19
第1類 利用料金	19
第2類 手続きに関する料金	22
第2表 工事に関する費用	23
工事費	23
第3表 附帯サービスに関する料金等	24
第1 証明手数料	24
第2 適格請求書の発行手数料	24
第3 支払証明書の発行手数料	24
料金表別表 高額利用に係る利用料金の割引の適用	25
附則	26

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、Multi Interconnect契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりMulti Interconnect（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、本サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 複数電気通信サービス等接続網	主として複数の電気通信サービスとの間のデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 本サービス	複数電気通信サービス等接続網を使用して行う電気通信サービス
5 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属本サービス取扱所	その本サービスの契約事務を行う本サービス取扱所
7 本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
8 本契約者	当社と本契約を締結している者
9 本臨時契約	30日以内の利用期間を指定して当社から本サービスの提供を受けるための契約
10 本臨時契約者	当社と本臨時契約を締結している者

11 契約者	本契約者及び本臨時契約者
12 契約者 I D	契約者を特定するために、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
13 利用回線	本サービスを利用するために、契約者が指定する別記1の(3)に定める電気通信サービスの契約者回線
14 サービス接続点	複数電気通信サービス等接続網と次に定める電気通信設備との接続点 (1) LAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービスのうち利用回線に係るもの (2) IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスのうち利用回線に係るもの
15 接続サービス	複数電気通信サービス等接続網とサービス接続点を介して通信を行う利用回線等
16 VPNグループ番号	VPNグループを識別するために、当社が定める英字又は数字等の組み合わせ
17 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
18 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
19 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
20 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 提供区域

（提供区域）

第4条 本サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

（契約の種別）

第5条 本サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 本契約
- (2) 本臨時契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の契約者IDごとに1の本契約（本臨時契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の本契約について契約者が2人以上となる本契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

(契約申込の方法)

第8条 本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 接続サービスを特定するための事項
- (2) その他契約申込の内容を特定するための事項

2 前項の場合において、本契約の申込みをする者と接続サービスに係る契約者が異なるときは、次のことについて、すべての接続サービスに係る契約者の同意を事前に得ていただきます。

- (1) その接続サービスと本サービスを利用して他の接続サービスとの通信を行うこと。
- (2) 通信を行うために必要なその接続サービスに係る事項を、当社及び他の接続サービスに係るサービス提供事業者へ通知する場合があること。

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、本契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従い、本契約の申込をした者に対して、その申込内容に係る料金及び工事に関する費用を書面により通知するものとし、本契約の申込みをした者がその料金及び工事に関する費用並びに通知した内容がこの約款の一部を構成することについて同意した旨を当社指定の書面により提出したときに限り、その申込みを承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本臨時契約に係る申込みがあった場合は、本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 前条第2項に定める接続サービスに係る契約者の同意を得ていることの確認ができないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

第10条 本サービスには、本臨時契約に係るものを除いて、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、本サービスの提供を開始した日（接続サービスの追加により新たに追加した部分については、その提供を開始した日）から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の基本契約期間内に本契約の解除又は接続サービスの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第11条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を所属本サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続サービスの変更等)

第12条 契約者は、接続サービスの追加、変更又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 契約者は、第8条（契約申込の方法）第1項第2号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第14条 本契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 契約者は、利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属本サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 本契約に係る利用権を譲り受けようとする者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 共同契約の場合にあっては、その譲渡についてその本契約に係るすべての契約者の同意がないとき。
- 4 本契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う契約の解除)

第15条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属本サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第16条 当社は、第19条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条 本契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第20条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、当社が、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

(利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その本サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第34条（利用に係る契約者の義務）又は第35条（第三者利用に係る契約者の義務等）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 前3号のほか、この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第5章 通信

(通信利用の制限)

第20条 当社は、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供する本サービス（当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を行うことがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 本サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第6章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注1）本条第1項に規定する利用料金は基本利用料とします。

（注2）本サービスの料金には、接続サービスに係る料金を含みません。

（利用料金の支払義務）

第22条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（利用料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に

<p>じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>対応するその本サービスについての料金</p>
<p>2 本サービスについて、契約者の責めによらない理由により、本サービスに係るサービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの部分についての料金</p>
<p>3 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金</p>
<p>備考 この表における本サービスを全く利用できない状態が生じた場合には、当社が提供する利用回線を全く利用することができなくなったため、その本契約に係るすべてのサービス接続点との間の通信を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。</p> <p>ただし、その利用回線を全く利用できない状態が、利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その利用回線に係る契約者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではありません。</p>	

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第23条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第24条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算等)

第25条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第26条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

(割増金)

第27条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第28条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第7章 保守

(契約者の切分責任)

第29条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、接続サービス並びに接続サービスで利用する自営端末設備及び自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が接続サービス又は接続サービスで利用する自営端末設備若しくは自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結して い

る契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第20条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第31条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額（この約款の規定により当社が定める料金額に限りま

区別	賠償する額
1 その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限りま

状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	応するその本サービスについての料金
2 本サービスについて、本サービスに係るサービス接続点とすべてのサービス接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの部分についての料金
備考 この表における本サービスを全く利用できない状態が生じた場合には、当社が提供する利用回線を全く利用することができなくなったため、その本契約に係るすべてのサービス接続点との間の通信を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。 ただし、その利用回線を全く利用できない状態が、利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その利用回線に係る契約者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではありません。	

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第32条 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第33条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第34条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換又は本サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 契約者ID及びVPNグループ番号について、善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (1) 本サービスを利用するため接続サービスその他の設備についてIP通信網サービス契約約款及びLAN型通信網サービス契約約款の規定に適合するよう維持及び管理すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(第三者利用に係る契約者の義務等)

第35条 契約者は、その本サービスを契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、その本サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、第29条(契約者の切分責任)に定める事項について、その本サービスを使用する者に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

2 契約者は、契約者とその接続サービスに係る契約者が異なる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、その接続サービスに係る契約者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 本サービスの利用に当たって必要となる情報について、契約者が責任をもってその接続サービスに係る契約者に通知すること。

(3) その接続サービスに係る契約者からの本サービスの利用上の問合せ等については、契約者が対応すること。

(4) その接続サービスに係る契約内容の変更等があったときは、契約者が接続サービスの変更等の請求を所属本サービス取扱所に行うこと。

(5) その接続サービスに係る利用権の譲渡又は契約者の地位の承継があったときは、譲受人又は地位を承継した者が第8条(契約申込の方法)第2項に規定する内容について同意を得ていることが確認できる書面を所属本サービス取扱所に提出すること。

(契約者の氏名の通知等)

第36条 契約者は、当社がその契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(法令に規定する事項)

第37条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4に定めるところによります。

(閲覧)

第38条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6から8に定めるところによります。

別記

1 本サービスの提供区域等

- (1) 本サービスに係る通信は、サービス接続点相互間において提供します。
- (2) 利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等は、次表のとおりとします。

電気通信サービスの名称及び品目等		備考
LAN型通信網サービス契約約款に規定する第3種サービスのタイプ2		通信プロトコルがレイヤ3によるものに限りません。
IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス	メニュー5-1 又はメニュー5-2	・10Gb/s品目のものを除きます。
	(注)「光コラボレーションモデルに関する契約」(当社が別段の合意により締結するものをいいます。以下同じとします。)に基づき提供されるものを含みます。	

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属本サービス取扱所に届け出ていただきます。
ただし、その変更があったにもかかわらず所属本サービス取扱所に届出がないときは、第16条(当社が行う契約の解除)及び第19条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第22条(利用料金の支払義務)から第24条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小

であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

6 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
ア 契約の申込みの承諾年月日
イ 契約者の住所又は居所及び氏名
ウ その本サービスの名称等
エ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
オ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属本サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表第1（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

7 適格請求書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その本サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

8 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属本サービス取扱所において、その本サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。

2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその本契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始又は接続サービスの追加があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に本契約の解除又は接続サービスの廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始又は接続サービスの追加をし、その日にその本契約の解除又は接続サービスの廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に長期継続利用に係る利用料金の適用等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第22条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第22条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が

別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第22条(利用料金の支払義務)から第24条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 臨時契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容									
(1) 利用料金の適用	本サービスの利用料金は、利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービスに係るものに限り、）1回線につき設定する1VPNグループ番号ごとに適用します。									
(2) 基本契約期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 本契約者は、基本契約期間内に本契約の解除があった場合は、第22条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 本契約者は、基本契約期間内に接続サービスの廃止又はその他の契約内容の変更があった場合であって、変更前の利用料金から変更後の利用料金を控除し残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 長期継続利用に係るものについては、(3)（長期継続利用に係る利用料金の適用）のクに規定する額の支払いを要することとなった場合は、ア及びイの規定は適用しません。</p>									
(3) 長期継続利用に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、次表に定める種類の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）が選択されている本契約については、その継続して利用する期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（この表の(2)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1384 1279 1639"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>利用料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係る本契約については、この表に規定する期間の経過後においても、2（料金額）に規定する利用料金の額からそれぞれこの表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>2 前項の規定を適用している本契約について、新たに長期継続利用の申出があった場合は、前項の取扱いを廃止します。</p>	種 類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）	3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額	6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）								
3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額								
6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額								

イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（本契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その本サービスの提供を開始した日から適用します。

ウ 長期継続利用に係る利用料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、本サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る本契約について、契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、3年利用から6年利用への変更に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る本契約者は、長期継続利用期間の満了前に接続サービスの廃止によりその本契約に係る利用料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 利用料金が減少した場合	残余の期間に対応する利用料金の差額(減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に0.35を乗じて得た額

(4) 高額利用に係る利用料金の割引の適用
当社は、2（料金額）に規定する利用料金の額（この表の(3)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る利用料金の割引を適用します。

2 料金額

基本利用料

1 利用回線につき1VPNグループ番号ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料金	5,000円（税込価格 5,500円）

第2 臨時契約に関するもの

基本利用料

日額

区 分	料 金 額
利用料金	その本サービスを、本臨時契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
備考 本臨時契約に係る利用料金については、長期継続利用に係る利用料金及び高額利用に係る利用料金の割引は適用しません。	

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容						
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約料</td><td>本契約（本臨時契約を除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	契約料	本契約（本臨時契約を除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	種 別	内 容					
契約料	本契約（本臨時契約を除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)

第2表 工事に関する費用

工事費

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費を合計して算定します。						
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。						
(3) 交換機等工事費の適用	交換機等工事費は、本サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。						
(4) 割増工事費の適用	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格1,100円）を加算した額						
(5) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

サービスの提供開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 （税込価格 2,200円）
イ 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第2 適格請求書の発行手数料

1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

料金表別表 高額利用に係る利用料金の割引の適用

- 1 当社は、その本契約（本臨時契約に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に係る次の利用料金が、100万円(税込価格110万円)を超える場合には、次表に規定する額の割引（以下「高額利用割引」といいます。）を行います。

割引額	1の本契約の利用料金に、次表に規定する割引率を乗じて得た額												
	<table border="1"><thead><tr><th>高額利用割引の料金額</th><th>割引率</th></tr></thead><tbody><tr><td>100万円(税込価格 110万円)を超え 200万円(税込価格220万円)までの部分</td><td>3%</td></tr><tr><td>200万円(税込価格 220万円)を超え 500万円(税込価格550万円)までの部分</td><td>4%</td></tr><tr><td>500万円(税込価格 550万円)を超え 1,000万円(税込価格 1,100万円)までの部分</td><td>5%</td></tr><tr><td>1,000万円(税込価格 1,100万円)を超え 3,000万円(税込価格 3,300万円)までの部分</td><td>6%</td></tr><tr><td>3,000万円(税込価格 3,300万円)を超える部分</td><td>7%</td></tr></tbody></table>	高額利用割引の料金額	割引率	100万円(税込価格 110万円)を超え 200万円(税込価格220万円)までの部分	3%	200万円(税込価格 220万円)を超え 500万円(税込価格550万円)までの部分	4%	500万円(税込価格 550万円)を超え 1,000万円(税込価格 1,100万円)までの部分	5%	1,000万円(税込価格 1,100万円)を超え 3,000万円(税込価格 3,300万円)までの部分	6%	3,000万円(税込価格 3,300万円)を超える部分	7%
	高額利用割引の料金額	割引率											
	100万円(税込価格 110万円)を超え 200万円(税込価格220万円)までの部分	3%											
	200万円(税込価格 220万円)を超え 500万円(税込価格550万円)までの部分	4%											
	500万円(税込価格 550万円)を超え 1,000万円(税込価格 1,100万円)までの部分	5%											
	1,000万円(税込価格 1,100万円)を超え 3,000万円(税込価格 3,300万円)までの部分	6%											
3,000万円(税込価格 3,300万円)を超える部分	7%												

- 2 割引率の計算は、料金月単位で行います。
3 高額利用割引は、本契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

附 則

この約款は、令和7年9月1日から実施します。